

新根岸地区土地区画整理事業
環境影響評価方法書

説明会の開催状況、質疑、意見の概要
及び都市計画決定権者の説明

令和８年１０月

横浜市

1 方法書に関する説明会の開催及び方法書の概要に関する周知結果

新根岸地区土地区画整理事業における環境影響評価方法書（以下、「方法書」といいます。）に係る説明会の開催の周知結果は次のとおりです。

（１） 各住戸等へのポスティング

令和8年7月3日（金）から令和8年7月12日（日）までに各住戸へのポスティングにより、「新根岸地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書の概要及び説明会開催のお知らせ」（別添資料1）を、表1-1及び図1-1に示す対象地域に配布を行いました。

表 1-1 環境影響評価方法書の概要及び説明会開催のお知らせの配布部数

区名	町丁名	周知方法（周知範囲）	配布部数
中区	大芝台	ポスティング （対象地域）	156 部
	大平町		402 部
	滝之上		760 部
	塚越		38 部
	寺久保		274 部
	根岸旭台		848 部
	根岸台		0 部
	根岸町3丁目		754 部
	簗沢		549 部
南区	山谷		450 部
	平楽		1,381 部
	中村町3丁目		865 部
	中村町4丁目		1,344 部
	中村町5丁目		685 部
	八幡町		670 部
	堀ノ内町1丁目		501 部
	睦町2丁目		327 部
磯子区	上町		587 部
	坂下町		594 部
	下町		578 部
	西町		1,724 部
	馬場町		591 部
	東町		1,434 部
	丸山1丁目		1,869 部
合計配布部数			17,381 部



図 1-1 対象地域図

(2) ホームページへの掲載

令和8年7月3日（金）～令和8年8月17日（月）の期間で、横浜市（都市計画課の環境影響評価手続）のホームページにおいて、方法書説明会の概要及び次の資料を掲載しました。

- ・「新根岸地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書の概要及び説明会開催のお知らせ」（別添資料1）

なお、令和8年7月24日（金）～令和8年8月17日（月）の期間で、次の資料も掲載しました。

- ・「説明会開催にあたって（PDF）」※説明会では、2アップ資料を配布（別添資料2）
- ・「環境影響評価方法書の概要（PDF）」※説明会では、2アップ資料を配布（別添資料3）

2 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

(1) 説明会の開催状況

説明会は、表2-1に示す日時で計2回開催し、方法書の概要を参加者に説明しました。

表2-1 方法書に関する説明会の開催状況一覧

開催回	開催日時	開催会場	参加人数
第1回	令和8年7月25日(土) 19:00~20:30	横浜市開港記念会館 (横浜市中区本町1-6)	134名
第2回	令和8年7月29日(水) 19:00~20:30	横浜市南公会堂 (横浜市南区浦舟町2-33)	112名
合計			246名

(2) 説明会における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

各開催日の質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明は、表2-2～表2-10に示すとおりです。整理に当たっては、発言順とし、項目を設けました。

表 2-2 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
A	その他 (対象区域)	環境影響評価の対象区域が、当初の約50haから43haとなり、根岸森林公園側の米軍施設存置区域、旧車両整備工場跡地、馬見所周辺等の約7haを対象外とした理由と法的根拠を示してほしいです。	環境影響評価の対象は、法令に基づく土地区画整理事業の実施区域としています。国有地と民有地がモザイク状に混在し、境界が未確定の区域は、土地を一体的に整理し、将来の土地利用を可能にするため対象区域に含めました。一方、質問の区域は100%国有地で、土地の再配置を要しないため対象区域から外れたものとなります。
	環境影響評価 (土壌)	旧車両整備工場跡では鉛2万mg/kg(基準値150mg/kgの約133倍)が検出され、VOCやあらゆる有害物質が検出されています。山元小学校、農園、山元町の保育園が近接する中、水質、風向、健康影響を調査対象外とすることに強い懸念があります。また、存置建物のアスベスト飛散リスクも評価すべきではないでしょうか。なぜ、これらの項目を対象外としたのか、横浜市環境影響評価条例等、全て根拠に基づいて、説明してほしいです。	土壌汚染及び建物のアスベストは管轄先である防衛省から報告を受けており、適切な管理を要望しています。 対象外区域を含む土地利用については、土地利用計画の中で森林公園ゾーンや緑のネットワークの整備が示されており、将来の整備のなかで改善する可能性については、これから検討を進めていく段階です。
B	その他 (土地の内訳)	米軍住宅地区跡地の面積が、公図で43haであるが、実測約50haということで、約7haの差が生じました。43haの段階では国有地、民有地等の内訳が示されていたため、実測約50haにおける内訳を説明してほしいです。	国有地と民有地の割合は、公簿上、おおよそ国有地63%、民有地36%です。ただし、実測で増えた部分には無番地等が含まれるため、正確に測量した場合は各土地の割合が少し変動する可能性があります。区域外周の面積は実測できますが、区域内は接收前の土地の形状や境界が現地で確認できない状態です。このため、詳細は区画整理事業の中で土地を再配分して、各土地の面積を確定する方針です。
	対象事業の内容	土地区画整理事業区域内には、米軍への貸付けを拒否した非提供地が2か所あり、そのうち1か所については過去に不便な生活を強いられ、国や行政の対応に厳しい姿勢を示していたと認識しています。当該居住者は、自らの土地が今回の土地区画整理事業の対象となることを了解しているのか確認したいです。	非提供地の居住者が区画整理事業に参加するかは本人の考えに関わるため、この場で明確な回答は差し控えますが、横浜市では継続して対話している状況です。

表 2-3 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
C	対象事業の内容	資料9ページ（別添資料3）の事業フローでは、環境影響評価の対象が二次造成までとされ、その後の建築物の建設は別事業となっています。建築工事も相当な工事量になると考えられますが、民間事業となった後、工事用車両が増加しても十分に管理されないのではないかと懸念しています。別途、環境影響評価等を実施するのでしょうか。	二次造成後の建築物の設置は、基本的に住宅開発等の民間事業になると想定しています。広い面積を一度に開発する場合は、開発関係の手続の中で周辺住民への影響を確認することになります。大規模な開発でない場合でも、建築物の設置や開発行為の際には、市の建築関係条例に基づく手続で対応するものと想定されます。
	環境影響評価（水循環）	対象区域は高台にあり、現状は土や芝生と思いますが、開発後はアスファルト舗装が多くなるので雨水の浸透が悪くなり、区域外の低地へ流出するおそれがあります。この安全性は、資料33ページ（別添資料3）の地下水涵養機能の調査で確認するのでしょうか。そこで確認しない場合、どの手続又は調査で安全性を確認するのか説明してほしいです。	雨水の浸透に関する安全性について、本市の場合、地面へ直接浸透させる雨水浸透枳等を設けているものがあります。今回においてもそういったものの利用を検討しています。現況と全く同じ雨水の浸透環境を維持できるということはないかと思いますが、浸透する水を確保する事業計画を現在検討しています。
D	その他（対象区域）	地方自治法が定める住民福祉の観点から、横浜市は環境だけでなく、まちづくりや住民の健康を含めて総合的に判断すべきです。実施区域が約50haから43haへ縮小した説明があったが、まちづくりや人々の健康も考えた土地区画整理でなければいけないのではないのでしょうか。基地跡地ではPFASが検出される事例があり、上瀬谷でも基準値を超えたとの新聞記事があります。先程発言した方からも鉛等の土壌汚染が指摘されています。汚染を調査・除去せず、開発してアスファルトで覆えば、汚染が残置されるのではないのでしょうか。横浜市が総合行政機関として、対象外区域を環境影響評価に含められない理由を説明してほしいです。	基本的に実施区域の指定は、土地区画整理法の規定に基づき、国有地と民有地がモザイク状に混在する区域の課題解決をして、その地権者が土地を活用できるようにすることを事業目的としています。つまり、土地区画整理法と照らし合わせて、100%国有地又は100%民有地のところは対象区域から外れております。
	（水質・底質、土壌） 環境影響評価	水質及び土壌はいつ調査するのでしょうか。調査しない場合に住民の健康と生命の安全をどのように担保するのか教えてほしいです。	調査の実施について、土壌汚染の場合、防衛省が土壌汚染対策法に基づき調査し、汚染があることを把握しています。横浜市も方法書作成時に、同法の手順に基づく地歴調査を実施しました。その結果、防衛省の調査後、特定有害物質の製造、使用、処理、貯蔵及び保管の記録はないとされ、この結果を方法書の巻末資料に掲載しています。

表 2-4 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
E	環境影響評価（生物・生態系）	資料22～23ページ（別添資料3）の陸生動物の調査方法には、フィールドサイン法、トラップ法、バットディテクター法、ラインセンサス法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法等の名称が記載されていますが、具体的にどのような調査を行うのか分かりにくいのです。各調査方法について、概要でよいので内容を説明してほしいです。	フィールドサイン法は、糞や食痕等、動物が残した痕跡を探す方法となります。 トラップ法は、痕跡が残りにくいネズミ等を小型の箱形の罠で捕獲して確認する方法となります。 バットディテクター法は、コウモリが発する超音波の周波数を検出し、生息状況を調べる方法となります。 ラインセンサス法は、設定した経路を一定の速度で歩きながら鳥類を確認する方法となります。 ベイトトラップ法は、地表に容器を設置し、地上を徘徊する昆虫を採集する方法となります。 ライトトラップ法は、光に集まる昆虫を捕獲して調べる方法となります。
F	対象事業の内容	事業区域に隣接して居住しており、これまでも雑草や害虫等の生活上の問題がありました。特に、区域境界のフェンスが影響して、多くの住宅の方は公道へ出るとき、住民同士が互いの私有地を通行できるよう融通し合っている生活しています。今回の整備に当たり、この状況を把握し、日常の通行及び災害時の避難経路を確保していただけるのでしょうか。	現在のフェンスは、米軍施設内へ第三者が立ち入らないよう設置されたものです。土地区画整理事業が完了した段階では撤去され、新たな土地利用に伴うフェンスや壁等に置き換わる見込みです。区域外周には、以前は道路としてつながっていた公道があり、横浜市は土地利用基本計画の中で、災害時の避難路として活用することも視野に入れています。私道部分は宅地化等により残らない可能性があります。従前の公道で接続関係があった箇所は、土地区画整理事業の中で新たに道路をつなぐことを検討しています。具体的な場所と道路計画は決まっていないので、計画が具体化した段階で改めてお問合せください。
G	環境影響評価（水循環）	資料32ページ（別添資料3）の水質調査では、湧水の調査地点として不動滝付近が示されていると認識しています。一方、根岸駅へ向かう東町の階段付近にも水が流れており、湧水と思われる場所があったり、簗沢には簗沢川の源流があると思います。横浜市はこれらの場所を把握した上で調査地点から外しているのか、それとも把握していないのか確認したいです。	説明会終了後に具体的な場所を教えてください。その上で、東町の階段付近及び簗沢川源流等を調査地点に追加するかどうかを含めて検討します。

表 2-5 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
H	その他（問合せ先）	今回の説明内容は非常に難しく、この説明会だけで十分に理解することは困難です。配布資料には問合せ先が分かりやすく記載されていないため、後日、この資料の内容について質問する場合の担当部署を確認したいです。また、今後予定される説明会の開催時期等も含めて、後日問い合わせたいです。	問合せ先については、ポスティングしたチラシ（別添資料1）の最終面に3つの担当部署を記載しています。今回の説明会に関する質問は、最上段に記載された都市整備局基地対策課へお問い合わせください。
A （再質問）	その他（対象区域）	馬見所と森林公園を一体利用する方向が、今年の秋にも都市計画で示されると自治会長から聞きました。そうであれば、当該区域を時期未定として環境影響評価の対象外にすることは、都市計画法上の総合性・一体性の原則から矛盾するのではないのでしょうか。旧上瀬谷通信施設に関して、国会で環境省と防衛省が、未定を理由に評価対象から除外することは適切でないとの見解を示したと認識しています。住民には異なる情報が伝わり混乱しているため、正確な情報を伝えるべきです。 また、2回目の市民意見募集結果もまだ公開されてない。情報公開請求して結果を持っているが、森林公園を分断する主要道路に対する意見について、市民意見募集の第1回から第2回にかけて意見数が増えています。森林公園に分断道路を作るのはよろしくないと考えており、そのあたりの分断道路の有無や環境アセスメントに基づく対応案が示されていないので教えてください。	環境影響評価の対象区域について、先の回答(p.6 表2-2 A「その他(対象区域)」)と同じ考えであり、土地区画整理事業を予定している範囲を今回のアセス対象とします。
I	その他 （市民意見募集結果の公表について）	土地利用に関する市民意見募集から8か月が経過していますが、結果が公表されていないです。環境影響評価の意見書を提出するに当たり、市民からどのような意見が出ているか分からない状態では不安があります。意見書の提出期限は8月17日であるため、遅くとも締切りの10日から2週間前までに公表してほしいです。	市民意見募集は前年11月末までに実施して、現在は都市計画の準備を進めており、その前段として土地利用計画（案）を取りまとめる予定です。市民意見募集の結果は、土地利用計画（案）の策定に合わせて公表します。具体的な公表時期は未定ですが、なるべく早く公表できるよう準備します。

表 2-6 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
J	（大気質、騒音、振動） 環境影響評価	実施区域内の調査地点を見ると、振動、環境騒音及び大気質の地点がそれぞれ1か所とされています。対象区域は広く、周辺には多くの住宅地があるため、1か所の調査で地域全体の状況を適切に把握できるのか疑問です。周辺住民への影響を十分に確認できるよう、調査地点を増やすことは検討できないのでしょうか。	大気質、騒音及び振動の調査地点は、敷地境界、保全対象がある地点及び地域を代表する地点という考え方にに基づき、その中でも交通量の違いや工事の種類等も踏まえて地点を選定しています。 なお、将来の影響予測は敷地境界で実施し、影響が最大となる地点を設定しています。

表 2-7 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
A	対象事業の内容	中区第6地区連合町内会として、工事用車両の通行ルートに強く反対します。これまでも連合町内会等で横浜市及び防衛省に繰り返し意見を伝えてきましたが、計画では根岸台から山元町を経由し、切通しから長者町方面へ大型工事車両を通行させることとなっています。山元町商店街周辺はアーケードのある片側1車線の道路であり、交通量が多く、山元小学校の通学路にもなっています。工事は約10年にわたると説明されており、その期間に土砂等を運搬する大型トラックを通行させることは安全面や生活環境への影響が大きく、容認できません。現在の施設撤去工事では稲荷坂側を利用しているにもかかわらず、今後山元町ルートを設定する理由を確認したいです。また、このルート案は撤回し、改めて検討すべきではないでしょうか。	工事用車両ルートは現時点で確定したのではなく、環境影響評価における想定ルートとして設定しています。根岸住宅地区へアクセスできる比較的幅員のある道路として、稲荷坂方面のゲート付近及び根岸森林公園を通る横浜駅根岸線を候補として想定しました。今後、工事計画の具体化に伴い、最終的な運行ルートについては地域の意見や交通管理者との協議を踏まえて決定する考えです。
B	その他（対象区域、土壌汚染等）	前回説明会で十分な回答が得られなかったため再度確認したいです。根岸森林公園を分断する区域や米軍施設跡地の一部が環境影響評価の対象区域から除外されている理由が不明です。特に、鉛による高濃度汚染が確認された区域や、PCE（テトラクロロエチレン）等の汚染が指摘されている区域、旧メンテナンス工場等が存在した建物周辺が対象外となっていることに疑問があります。周辺には住民、小学校、保育園等があり、人への影響の調査が外されています。また、根岸森林公園内に残るコミュニティセンター、病院施設跡地等の既存施設についても、将来的な解体時にアスベスト飛散等の懸念があります。こうした区域をなぜ対象外としたのか、環境影響評価条例等の根拠を含めて説明してほしいです。あわせて、土壌汚染の実態や今後の対応について、住民に分かりやすく説明すべきではないでしょうか。	今回の環境影響評価の対象区域は、土地区画整理事業の区域と整合させて設定しています。対象区域内は民有地と国有地がモザイク状に混在し、土地境界が明確でないため、土地利用を可能にすることを目的として区画整理を実施します。一方、対象外とした区域は、防衛省が所管する一団の国有地であり、既に土地としてまとまっているため、区画整理を必要としない区域です。このため、土地区画整理事業の区域に含めておりません。 土壌汚染については、これは防衛省の方が令和3年に調査を行なっています。結果は、令和5年に公表をさせていただいているものです。現在は土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域として管理されており、健康被害が生じないよう対応していると認識しています。住民から汚染状況や管理状況について説明を求める声があることは、防衛省へ共有し、説明を求める要望として伝えます。

表 2-8 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
C	その他（土壌汚染）	前回説明会で基地対策課が土壌汚染箇所の調査を実施したとの説明がありましたが、調査結果が公表されていないように感じられるため、公表していない理由と、調査結果を住民が具体的に確認する方法を知りたいです。	土壌汚染に関しては、環境影響評価方法書の作成に当たり、防衛省による過去の調査以降に、根岸住宅地区へ土壌汚染対策法の規制対象物質が持ち込まれたかを確認するための地歴調査を実施しています。その結果は環境影響評価方法書の巻末資料に添付されており、既に公表されています。
	（市民意見募集結果の公表について） その他	跡地利用や環境調査は周辺住民にとって重要な問題であり、居住者の考えや意見を踏まえながら丁寧な対話を重ねるべきではないでしょうか。市民意見募集の結果は既に整理されていると聞いていますが、公表されていないです。適切な時期に情報を公表し、地域住民との対話を進めるべきではないでしょうか。	市民意見募集の結果については、昨年10月から11月に実施した意見募集を踏まえ、今後公表予定の土地利用計画（案）とあわせて公表する考えです。土地利用計画（案）は返還地全体を対象とした計画であり、都市計画手続に入る前に示す予定です。時期としては今年の秋頃を目途としており、それまでに意見募集結果も含めて公表したいと考えています。
D	その他（土壌汚染）	今回の説明会で初めて土壌汚染物質の存在を知りました。汚染の所管が国であることは理解していますが、市も汚染の存在を把握しているのであれば、周辺住民への周知や安全対策に関する方針を示す必要があるのではないのでしょうか。現状では、市は把握していても特段対応していないように感じられるため、市としてどのような考え方や対応方針を持っているのか確認したいです。 また、旧米軍消防署周辺に汚染物質が存在するとの話もあり、周辺に居住者がいる中でどのように対応していくのか説明してほしいです。	防衛省により調査が行われています。公表している情報とは、インターネット等で公表されており、市としても防衛省から提供された情報を市会の基地対策特別委員会などで共有しています。一方で、法制度上、周辺住民へ個別に説明を行う仕組みにはなっていないです。当該地は土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されており、現在の状態で人の健康への影響はなく、汚染を摂取しないよう管理する考え方が前提となっています。旧米軍消防署区域は立入りが制限されており、今後、土地区画整理事業に伴い掘削等を行う際には、必要な届出を行ったうえで適正に処分・対応します。
	対象事業の内容	環境影響評価の対象区域から除外した国有地について、国有地で民有地が含まれないことが理由であれば、根岸森林公園南西側のドルフィン周辺及び旧米軍消防署周辺も同様の条件ではないのでしょうか。その区域のみ評価対象に含める理由を確認したいです。	根岸森林公園南西側を区域に含めた理由は、単に国有地であるかどうかではなく、道路や上下水道などの基盤整備を行い、根岸旭台交差点方面へのアクセス整備に活用する必要があるためです。

表 2-9 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

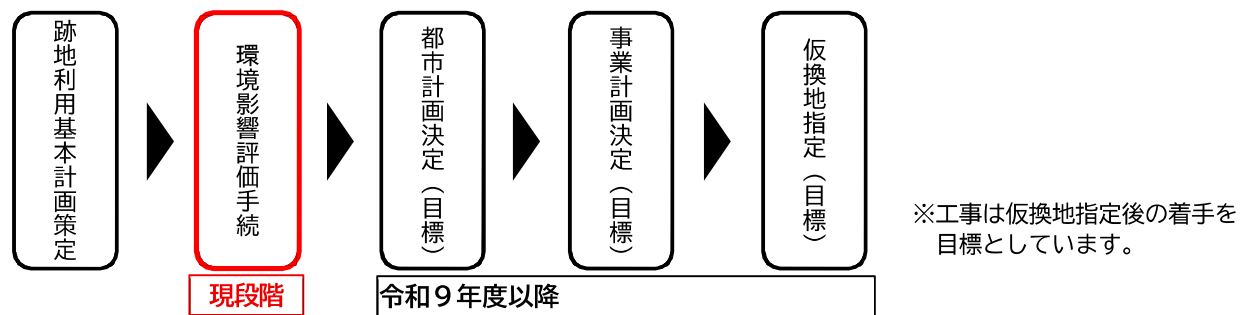
質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
E	その他（広域避難場所と物質等の調査について）	土壌汚染や地下水以外にも、長年の基地利用に起因する漠然とした不安や地域の不満が残っています。将来の跡地利用の説明だけでなく、現在の課題についても早期に対応してほしいです。根岸住宅地区は広域避難場所に指定されていますが、内部の状況が住民や避難予定者に知らされておらず、避難時に必要な備えを判断するためにも現地を確認したいです。南区役所の災害担当者も内部に入ったことがないと聞いています。内部を見れば、少しは周辺住民の不安は解消するのではないのでしょうか。また、撤去可能なフェンス、ゲート、建物等については、5年後、10年後ではなく順次撤去してほしいです。さらに、米軍施設であったことから、日本の検疫や基準とは異なる経路で物資等が持ち込まれていた可能性があり、日本に存在しない物質があった可能性も否定できないのではないのでしょうか。調査は米軍特有の事情も考慮したものなのか、それとも日本の法令・基準に基づき、同じような基準で調査したのか確認したいです。	住民が根岸住宅地区内部の状況を確認したいという要望や不安については、所管である防衛省と共有しなければならないと思っています。 土壌汚染や環境基準に関する調査・評価は、日本の法律及び環境基準に基づいて実施した内容を説明しています。一方で、米軍時代にどのような物が持ち込まれ、どのように使用されていたかについては、市では詳細を把握していない経緯もあるため、関心が寄せられているという話は防衛省に共有したいと思っています。 広域避難場所については、各区の防災マップで指定されている区域であり、大規模火災時などに一時的に避難する場所として位置付けられています。長期間の滞在を想定した場所ではないですが、災害時にはゲート管理者への申出等により区域内へ避難できる運用となっています。詳細は町内会等にも確認ください。
F	環境影響評価（電波障害）	馬場町は崖下に位置し、平常時から天候等によってテレビ電波の受信状態が不安定な場合があります。説明会資料17ページ（別添資料3）の「選定しなかった環境影響評価項目」にテレビ電波障害が含まれていますが、工事の影響に加え、将来的に住宅地区内に建築物が整備された場合の影響も懸念しています。センター地区で比較的高い建物が建つ可能性もあると考えられ、テレビが視聴できなくなるのは非常に困ります。ケーブルテレビではなくアンテナで受信している世帯もある程度あるので、テレビ電波障害についても調査・確認してほしいです。	「テレビ電波障害」は、環境影響評価において主に高層建築物による影響を想定した項目です。今回の環境影響評価では当該項目を設定していませんが、崖下の地域で受信状況に課題があるとお話を伺いました。今後、土地地区画整理事業後に建築物が整備され、その建築物によりテレビ電波への影響が生じた場合は、実態に応じて建築時の補償等で対応することになると考えています。

表 2-10 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
G	その他 (市民意見募集結果の公表について)	資料「説明会開催にあたって」7ページ(別添資料2)では、市民意見募集で寄せられた意見を参考に土地利用計画(案)の検討を進めていると記載されています。しかし、市民意見募集の内容自体が公表されていないため、どの意見をどのように参考にしたのか確認できない状況です。市民意見募集の締切後、一定期間が経過しており、内容は既に整理されていると聞いていることから、環境影響評価に関する意見募集期間中に、市民意見募集の内容を横浜市ホームページ等で公表してほしいです。公表されなければ、どの意見が計画に反映されたのか分からず、市に都合の良い意見のみを参考にしていないのではないかとの疑念も生じかねないため、できるだけ早期に公表するように検討してほしいです。	市民意見募集結果及び土地利用計画(案)は、同時に公表する予定です。公表に向けた取りまとめ作業を進めており、できるだけ早く整理できるよう努めたいです。一方で、環境影響評価に関する意見書提出期限までに公表することは、現時点では手続上難しいと考えています。 今後、市として公表するための整理作業を進めます。
H	環境影響評価 (水質・底質)	汚染物質の存在について今回初めて認識しました。根岸森林公園の池から山元町方向へ小川があったことが古地図で確認でき、また白滝不動尊周辺では湧水が見られることから、この地域には地下水脈が存在していると考えています。そのため、環境影響評価項目に地下水が選定されていないですが、湧水や染み出している水についても調査すべきではないか確認したいです。また、質問ではなく意見として、国有地について評価対象範囲に含める区域と含めない区域を分けていますが、対象外とした区域についても環境整備が必要ではないでしょうか。対象範囲の考え方について説明が十分ではないように感じます。	地下水に関して、水循環の観点から、滝周辺に現れる湧水等の流量を確認する調査を実施する考えです。一方で、環境影響評価において想定している地下水は、比較的深い地層に存在する被圧帯水層の水脈であり、表層の雨水とは区別して考えています。都市化に伴う雨水浸透量の変化が湧水へ与える影響を把握するため、評価は湧水の流量を基本として実施します。 また、水質については、旧米軍消防署区域が鉛及びフッ素化合物に関する形質変更時要届出区域に指定されていますが、こちらの公表されている台帳では、地下水汚染は確認されていません。

6 今後のスケジュール

円滑に跡地のまちづくりを進め、早期に土地利用を開始できるよう、まちづくりに係る事業計画案の作成や環境影響評価、都市計画手続の準備を進めていきます。



7 方法書の縦覧及び意見書の提出について

本事業の方法書について、下表「方法書の縦覧について」のとおり縦覧を行います。方法書はどなたでもご覧になれます。

また、方法書の内容に関して環境の保全の見地からご意見のある方は、下表「意見書の提出について」に示す期間中に意見書を提出することができます。

あわせて、一部の図書館において方法書の閲覧ができます。詳細は、横浜市ホームページ（みどり環境局環境影響評価課）をご覧ください。

■方法書の縦覧について

期間	令和8年7月3日(金)から令和8年8月17日(月)まで ※土・日・祝日を除く
場所	①みどり環境局環境影響評価課（横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10） ②中区役所区政推進課（横浜市中区日本大通 35 番地） ③南区役所区政推進課（横浜市中区浦舟町2丁目 33 番地） ④磯子区役所区政推進課（横浜市磯子区磯子三丁目5番1号）
時間	①は8時45分～17時15分、②～④は8時45分～17時00分

■意見書の提出について

期間	令和8年7月3日(金)から令和8年8月17日(月)まで ※土・日・祝日を除く
提出方法	AまたはBの方法で提出してください。 A:意見書用紙に記入して、次の提出先へ持参または郵送(当日消印有効)にて提出 提出先:みどり環境局環境影響評価課(横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10) ※縦覧場所窓口で意見書用紙を配布しております。 B:横浜市ホームページ(みどり環境局環境影響評価課)から電子申請で提出 横浜市 環境アセスメント 検索 または、右の二次元コードより、ホームページにアクセスください。

※FAX、Eメールでの提出は受け付けていません。

8 お問い合わせ先

<方法書、説明会及び事業計画の内容について>

都市整備局 基地対策課 (TEL) 045-671-2472 (FAX) 045-663-2318

<方法書の縦覧及び意見書の提出、環境影響評価制度について>

みどり環境局 環境影響評価課 (TEL) 045-671-2495 (FAX) 045-663-7831

<都市計画手続について>

都市整備局 都市計画課 (TEL) 045-671-2657 (FAX) 045-550-4913



新根岸地区土地区画整理事業

環境影響評価方法書の概要及び説明会開催のお知らせ

米軍根岸住宅地の跡地で進める「新根岸地区土地区画整理事業」（以下、「対象事業」といいます。）について、横浜市環境影響評価条例（以下、「条例」といいます。）に基づく「環境影響評価方法書」（以下、「方法書」といいます。）を作成しましたので、その概要及び条例に基づく説明会の開催についてお知らせします。

なお、市長が別途実施している方法書の縦覧と方法書の内容に関し環境の保全の見地からご意見のある方の意見書の市長へのご提出方法もこの紙面に記載しています。

1 対象事業の概要

本事業は、米軍根岸住宅地区跡地を主な対象として、緑と文化に囲まれ環境と共生するまちとして活用されるようにするため、公共施設の整備改善と宅地の利用の増進を目的とする土地区画整理事業を実施するものです。

都市計画決定権者の名称並びに対象事業を実施しようとする者及び住所	【都市計画決定権者】名称 横浜市 【都市計画対象事業を実施しようとする者】名称 横浜市 代表者の氏名 横浜市長 山中 竹春 住所 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10	
対象事業の名称	新根岸地区土地区画整理事業	
対象事業の種類、規模	土地区画整理事業(第1分類事業) 実施区域の面積:約 43ha ※土地区画整理事業による基盤整備が対象となっています。	
対象事業が実施されるべき区域(以下、「実施区域」といいます。)	横浜市中区(大平町、塚越、寺久保、根岸旭台、根岸台、簗沢)、南区(山谷、中村町、平楽)及び磯子区(上町、坂下町、下町、馬場町) ※それぞれ各一部	

2 説明会の概要

■会場及び日程

日 時	会 場
7月25日(土) 19時00分～20時30分予定(18時30分開場)	横浜市開港記念会館 (横浜市中区本町 1-6)
7月29日(水) 19時00分～20時30分予定(18時30分開場)	横浜市南公会堂 (横浜市中区浦舟町 2-33)

- ・各回とも内容は同じです。説明後、質疑応答を行います。
- ・申し込みは不要です。当日、会場へお越しください。
- ・横浜市開港記念会館は、駐車場・駐輪場はございませんので公共交通機関をご利用ください。
- ・横浜市南公会堂は、南区総合庁舎駐車場をご利用いただけますが、台数に限りがございますので公共交通機関のご利用にご協力をお願いいたします。なお、**駐車料金は有料**となりますのでご注意ください。

【横浜市開港記念会館】



【横浜市南公会堂】



3 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

事業の内容、周辺地域の特性等から判断して、「横浜市環境影響評価技術指針」の「環境影響評価項目」を踏まえ、環境への影響を予測・評価する項目を10項目選定しました。

選定した項目については、現地調査や資料収集により現況を把握した上で事業による環境への影響を予測・評価し、より適切な環境への配慮を行います。

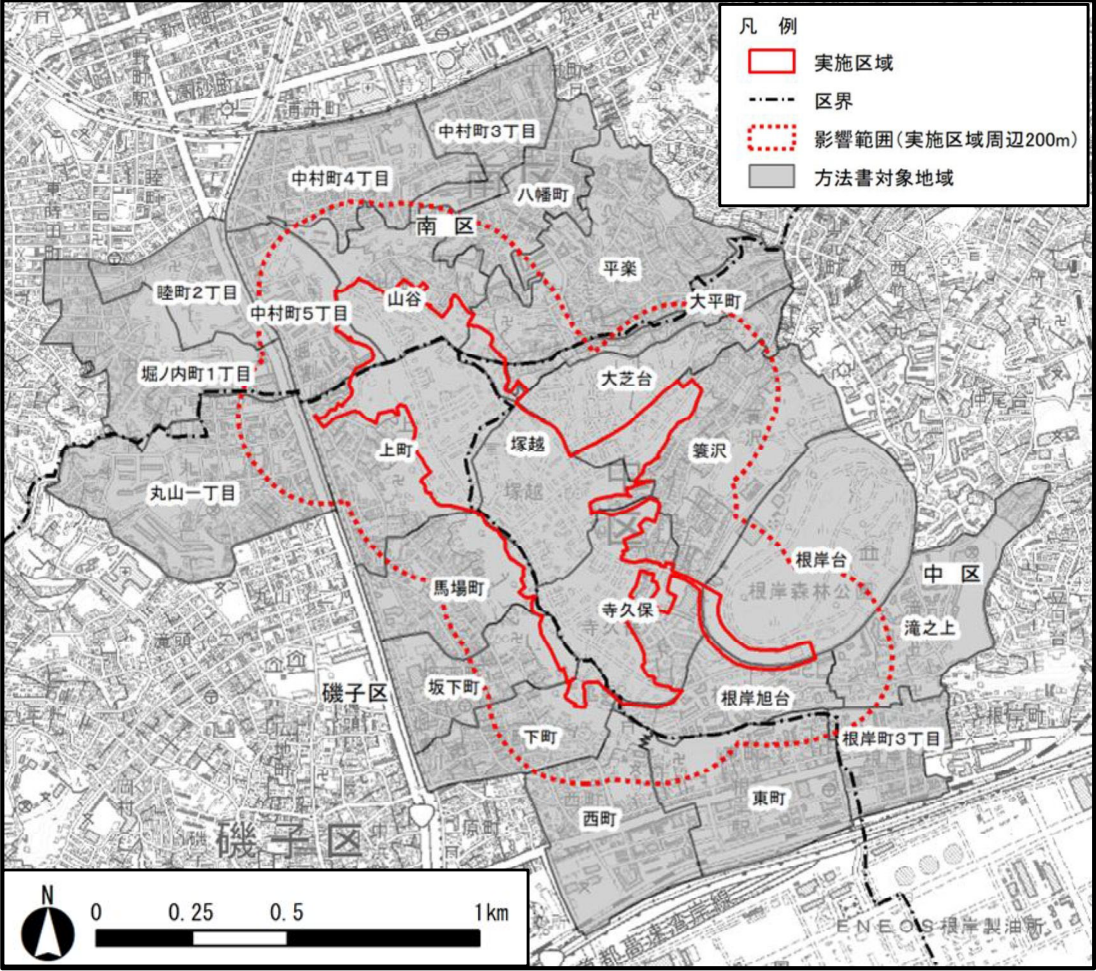
■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

【凡例】 ○：選定した項目 —：選定しない項目

環境の保全及び創造に向けた 基本的な考え方	環境影響評価項目及び細目		環境影響要因			工事中		存在・供用時
			盛土の 実施	去地の 土の撤 去	稼働 建設機 械の 工事	工事用 車両 の走行	公共施設 の設置 及び工事 の完了後	
気候変動への対策	温室効果ガス	温室効果ガス	－	○	○	○		
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物・生態系	生態系	○	○	○	○		
		動物	○	○	○	○		
		植物	○	－	－	○		
	緑地	緑地	－	－	－	○		
	水循環	地下水位及び湧水の流量	－	－	－	○		
		河川等の形態、流量	－	－	－	－		
		海域の流況	－	－	－	－		
安心して快適に生活できる生活環境 の保全	廃棄物・ 建設発生土	一般廃棄物	－	－	－	－		
		産業廃棄物	－	－	－	－		
		建設発生土	－	－	－	－		
	大気質	大気汚染	○	○	○	○		
	水質・底質	公共用水域の水質	－	－	－	－		
		地下水の水質	－	－	－	－		
		公共用水域の底質	－	－	－	－		
	土壌	土壌汚染	－	－	－	－		
	騒音	騒音	－	○	○	○		
	振動	振動	－	○	○	○		
	地盤	地盤沈下	－	－	－	－		
		土地の安定性	－	－	－	－		
	悪臭	悪臭	－	－	－	－		
	低周波音	低周波音	－	－	－	－		
	電波障害	テレビ電波障害	－	－	－	－		
	日影	日照阻害	－	－	－	－		
		シャドーフリッカー	－	－	－	－		
風環境	局地的な風向・風速	－	－	－	－			
安全	浸水	－	－	－	－			
	火災・爆発	－	－	－	－			
	有害物漏洩	－	－	－	－			
快適な地域環境の確保	地域交通	交通経路の分断	－	－	－	－		
		交通混雑	－	－	○	－		
		歩行者等の安全	－	－	－	－		
	景観	景観	－	－	－	○		
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	○	○	○		
	文化財等	文化財等	－	－	－	－		

4 方法書対象地域

方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）は、大気汚染、騒音及び振動の生活環境に係る項目の影響を考慮し、事業の実施により環境影響を受けるおそれがある範囲を踏まえて設定しました。



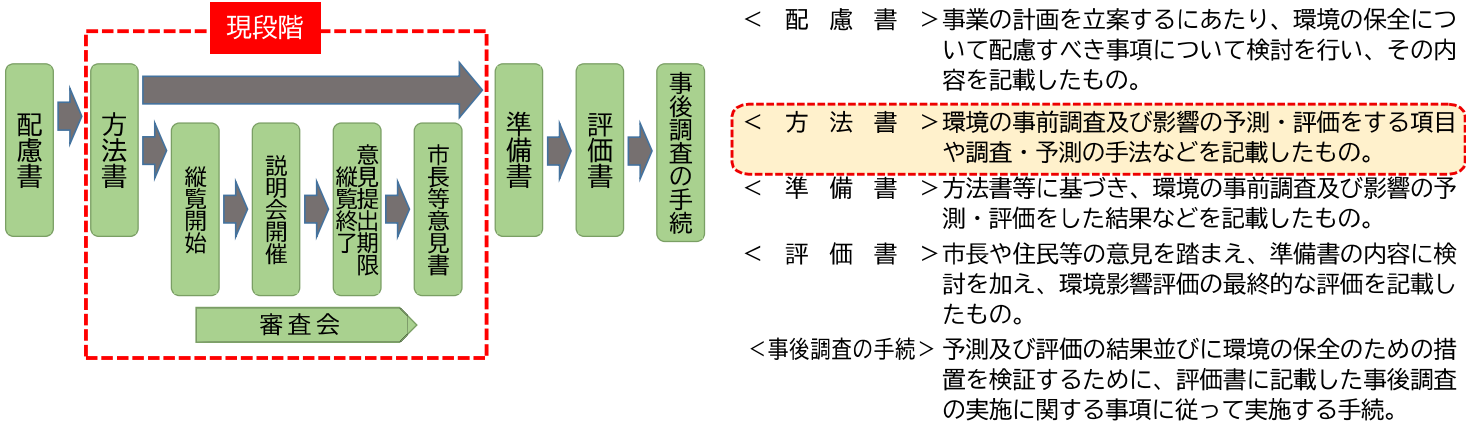
環境影響評価項目の影響等を考慮し、環境影響を受けるおそれがある範囲として、実施区域から約200m圏にかかる、次の町区域を対象としました。次の地域にお住いの皆様にこのお知らせを配布しています。

なお、対象となる町名等で環境影響が及ばないと想定される範囲が大きい場合は、影響範囲（約200m）を目安に道路などの線状構造物で区切ることとします。

【中 区】 大芝台、大平町、滝之上、塚越、寺久保、根岸旭台、根岸台、根岸町3丁目、簀沢
【南 区】 山谷、平楽、中村町3丁目、中村町4丁目、中村町5丁目、八幡町、堀ノ内町1丁目、睦町2丁目
【磯子区】 上町、坂下町、下町、西町、馬場町、東町、丸山一丁目

5 環境影響評価手続の流れ

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。手続の流れは次のとおりで、現在は方法書の段階となります。



CITY OF YOKOHAMA

説明会開催にあたって

新根岸地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書説明会

2026年7月25日・7月29日



横浜市

本日の説明内容

- 1 説明会開催にあたって
 - (1) 環境影響評価制度について
 - (2) 根岸住宅地区の跡地利用検討について
- 2 環境影響評価方法書の概要【本日の説明内容】
 - (1) 配慮書からの変更点
 - (2) 都市計画対象事業の概要
 - (3) 配慮市長意見に対する都市計画決定権者の見解
 - (4) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
 - (5) 調査、予測及び評価の手法
 - (6) 方法書対象地域

1 (1) 環境影響評価制度について

環境影響評価（環境アセスメント）とは

事業者自らがその事業が環境に及ぼす影響について、

- ・ 事前に調査、予測、評価
- ・ その結果を公表
- ・ 市民等から意見を聴くなどの手続を実施

適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度

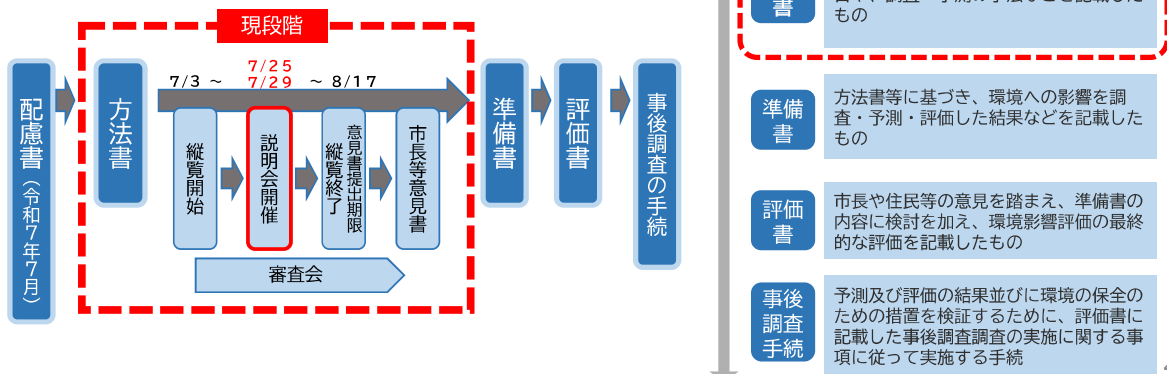
本事業は、事業種類・規模が「横浜市環境影響評価条例」に該当

「横浜市環境影響評価条例」に基づき環境影響評価を実施

3

1 (1) 環境影響評価制度について

- ・ 環境影響評価については、
配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査の手続
5段階の手続を行います。

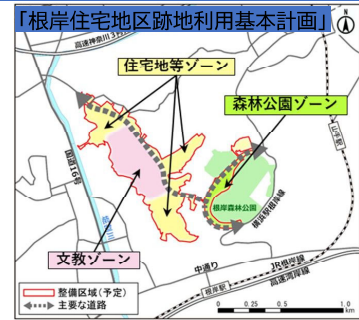


4

1（2）根岸住宅地区の跡地利用検討について

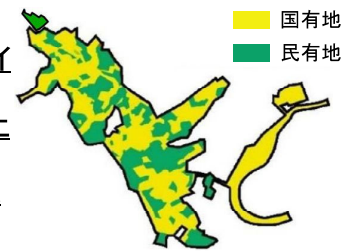
■米軍根岸住宅地区の返還と跡地利用の検討経緯

昭和22年	当該地区の接收
平成16年	返還方針の日米合意
平成18年6月	「米軍施設返還跡地利用指針」策定
令和3年3月	「根岸住宅地区跡地利用基本計画」策定
令和7年9月	土地利用の方向性→市民意見募集実施
令和8年6月	米軍根岸住宅地区の返還が実現



■米軍根岸住宅地区跡地の現状と課題

- 道路等の都市基盤が未整備で、民有地と国有地がモザイク状に混在しており、良好な市街地形成が困難
- 米軍による土地改変で土地境界が不明となり、個別の土地の管理や利用が不可能な状況
- 周辺においても、米軍施設による地域分断で、日常の通行や災害時の避難に支障



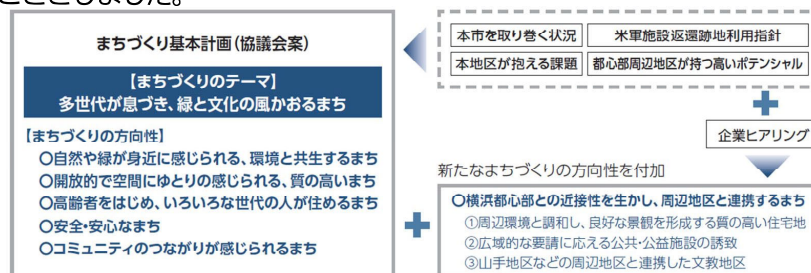
5

1（2）根岸住宅地区の跡地利用検討について

■根岸住宅地区跡地利用基本計画（令和3年3月策定）

【跡地利用の考え方】（まちづくりの全体像）

本地区の跡地利用については、地権者組織である協議会がまとめた「まちづくり基本計画」を尊重しつつ、「本市及び本地区が抱える課題や可能性」を整理し、新たにまちづくりの方向性を付加することとしました。



（事業手法）

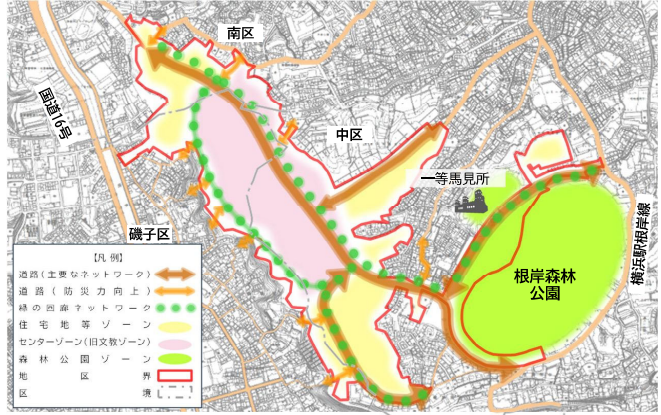
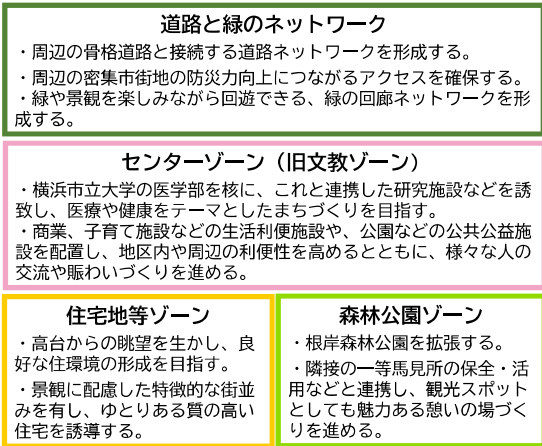
本地区の課題を解決し、土地利用計画を実現するためには、土地の入れ替えや集約などの土地の再配置とともに、道路や身近な公園等の公共施設の整備が必要となるため、整備手法は土地区画整理事業を基本とします。

6

1（2）根岸住宅地区の跡地利用検討について

■跡地利用の考え方（土地利用計画）

「根岸住宅地区の跡地利用の方向性」について令和7年9月にまとめ、市民意見募集（同年10月から11月）でいただいたご意見を参考に、現在、土地利用計画（案）の検討を進めています。



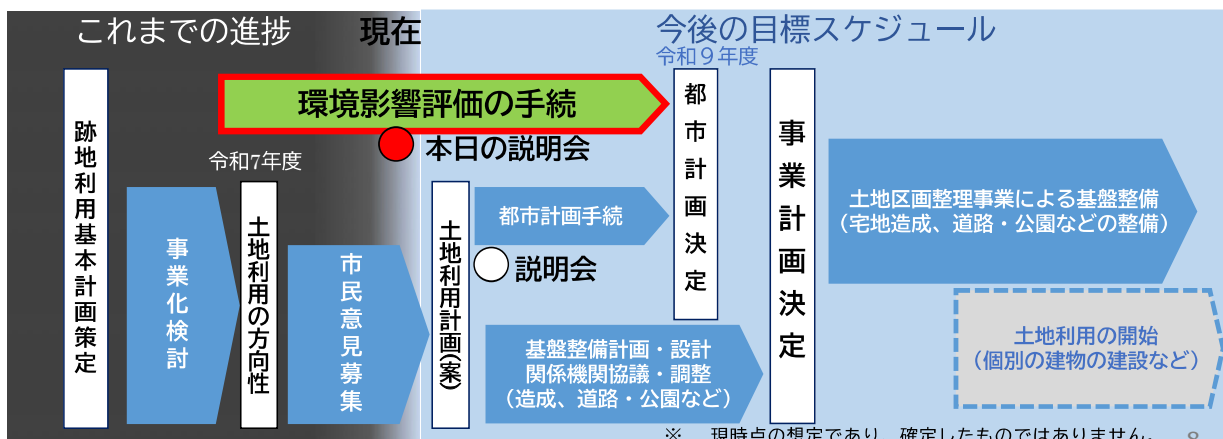
資料：令和7年10月「米軍根岸住宅地区跡土地利用の方向性 市民意見募集」抜粋

7

1（2）根岸住宅地区の跡地利用検討について

■跡地利用に向けた事業の流れ

- ・今回ご説明するのは赤色で示す環境影響評価手続の方法書の概要についての説明会です
- ・将来土地利用や道路等の基盤整備の計画は、事業計画決定に向け作成していきます。



※ 現時点の想定であり、確定したものではありません。 8

CITY OF YOKOHAMA

環境影響評価方法書の概要

新根岸地区土地地区画整理事業 環境影響評価方法書説明会

2026年7月25日・7月29日



2 環境影響評価方法書の概要

- (1) 配慮書からの変更点
- (2) 都市計画対象事業の概要
- (3) 配慮市長意見に対する都市計画決定権者の見解
- (4) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
- (5) 調査、予測及び評価の手法
- (6) 方法書対象地域

2 環境影響評価方法書の概要

- (1) 配慮書からの変更点
- (2) 都市計画対象事業の概要
- (3) 配慮市長意見に対する都市計画決定権者の見解
- (4) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
- (5) 調査、予測及び評価の手法
- (6) 方法書対象地域

3

2 (1) 配慮書からの変更点

方法書p.1-1～1-2

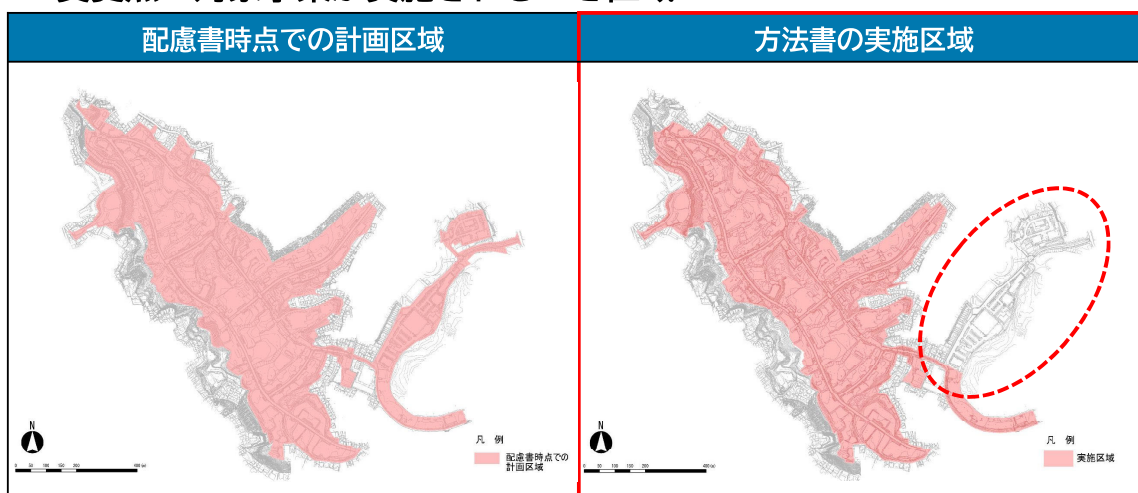
変更点	概要
事業名称	・「新根岸地区土地区画整理事業」と名称を変更
事業計画に係る許可等の内容	・市施行の土地区画整理事業の実施に係る法令の確認に伴い、許可等の内容を見直し
対象事業が実施されるべき区域	・事業計画の進捗に伴い、対象事業が実施されるべき区域の範囲を計画区域から更新 ・対象事業における区域設定の考え方を更新（約50ha→約43ha）
対象事業の内容	・対象事業において整備する範囲を示し、想定される手法を更新
施工計画	・事業計画の進捗に伴い、現時点での工事概要等を更新
土地利用の方向性、土地利用計画の方向性	・事業計画の進捗に伴い、根岸住宅地区跡地利用基本計画で示した土地利用の方向性を深度化させたものを用いて意見募集を行い、その後、土地利用の検討を進めている旨に更新
地域の概況及び地域特性	・配慮書の公告・縦覧以降、統計資料等、情報が更新されたものは、既存資料の時点更新を記載
配慮指針に基づいて行った配慮の内容	・配慮市長意見書を踏まえ、「配慮の内容」を更新

4

2 (1) 配慮書からの変更点

方法書p. 2-5

■ 変更点：対象事業が実施されるべき区域



5

2 環境影響評価方法書の概要

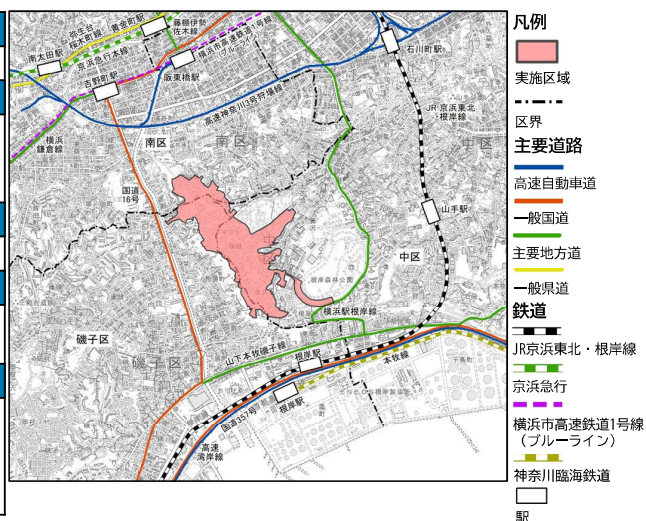
- (1) 配慮書からの変更点
- (2) 都市計画対象事業の概要
- (3) 配慮市長意見に対する都市計画決定権者の見解
- (4) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
- (5) 調査、予測及び評価の手法
- (6) 方法書対象地域

6

2 (2) ア 事業計画の概要

方法書p. 2-1, 2-3

都市計画決定権者の名称
横浜市
対象事業を実施しようとする者及び住所
・ 名称：横浜市
・ 代表者の氏名：横浜市長 山中 竹春
・ 住所：横浜市中区本町 6 丁目50番地の10
事業の名称
新根岸地区土地区画整理事業
事業の種類、規模
土地区画整理事業(第1分類事業)
※実施区域の面積：約43ha
実施区域
横浜市中区（大平町、塚越、寺久保、根岸旭台、根岸台、簗沢）、南区（山谷、中村町、平楽）及び磯子区（上町、坂下町、下町、馬場町）※それぞれ各一部



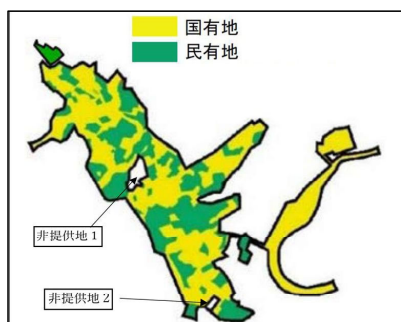
7

2 (2) イ 対象事業の目的

方法書p. 2-4, 2-6

■ 目的

- ① 国有地と民有地の細分化・混在状況の改善
- ② 道路、公園及び下水道などの都市基盤の未整備状況の改善



8

2 (2) ウ 対象事業の内容

方法書p.2-8～2-11

地物の撤去等

- ・国が存置した構造物の撤去
- ・対象事業による土木工事の用に供する仮囲いの設置

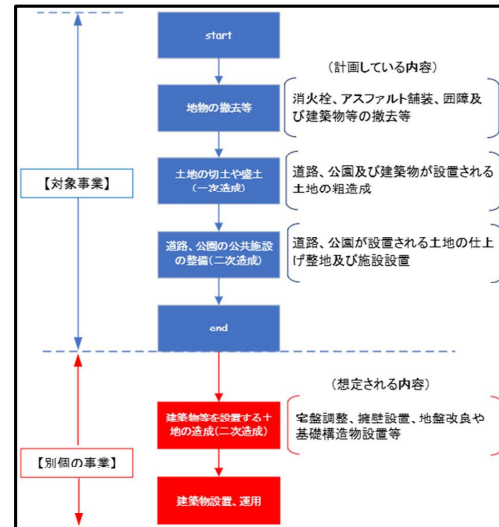
土地の切土や盛土(一次造成)

- ・地盤を所定の高さとするために掘削・盛土を実施

道路、公園の公共施設の整備(二次造成)

- ・道路、公園を整備するために施設を設置

⇒ **以降の建築物等の設置などは別の事業として実施**



9

2 (2) エ 施工計画

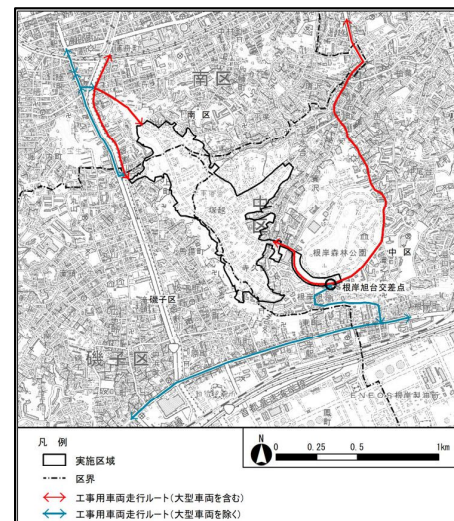
方法書p.2-11～2-13

■ 工事着手想定スケジュール

- ・令和9年度に都市計画決定を目指し、令和11年度以降からの工事着手を目指しています。
- ・令和11年度以降から並行的に進めていくことを想定し、着手から10年程度での工事完了を目指しています。

■ 工事の留意点

- ・工事にあたっては、道路管理者、交通管理者との協議により、安全な交通環境等の道路機能の維持等を確保します。



10

2 環境影響評価方法書の概要

- (1) 配慮書からの変更点
- (2) 都市計画対象事業の概要
- (3) 配慮市長意見に対する都市計画決定権者の見解
- (4) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
- (5) 調査、予測及び評価の手法
- (6) 方法書対象地域

11

2 (3) 配慮市長意見に対する都市計画決定権者の見解

方法書p. 4-7

■ 全般的事項

(1) 意見概要：配慮事項に対応する配慮の内容を事業計画に反映させる等 見解内容：配慮事項に対応する配慮の内容については、 現時点での検討状況を踏まえて方法書を作成 し、配慮の内容を示します。 今後も検討を進めて熟度を高めていく予定 であり、その検討過程を通じて配慮の内容を適切に反映します。
(2) 意見概要：本市の最新の計画等との整合等 見解内容：事業の進捗に合わせ、 適時、適切な配慮内容となるよう努めます 。
(3) 意見概要：配慮内容が相互に密接に関連する複数の事項がある等 見解内容：事業計画に関して行う配慮内容が複数の配慮事項（環境要素）に影響を与えることを認識し、引き続き、 全体的な視点で検討 していきます。
(4) 意見概要：地域地区の見直しの内容等を方法書に記載 見解内容：地域地区等の見直し及び造成計画の方向性について、 方法書に記載 します。

12

2 (3) 配慮市長意見に対する都市計画決定権者の見解

方法書p. 4-8

■ 配慮指針に掲げられている配慮事項

➤ 意見概要：造成計画の検討にあたり、安全性の観点から配慮し、方法書へ記載 見解内容：安全性の観点からの配慮内容については、 方法書 に示します。
➤ 意見概要：計画区域内の緑地の配置等を検討 見解内容：緑の回廊ネットワークの検討にあたっては、 緑地の機能を踏まえ検討 していきます。なお、緑地の配置に繋がる公園については、公共施設等の技術指針において開発面積約43haにおける、3%以上の約1.3ha程度の公園整備を検討していきます。
➤ 意見概要：計画区域西側の緑地の配置等 見解内容：現地調査の実施により、 実施区域での鳥類の生息を把握 します。 実施区域の西側については、 緑や景観を楽しむ「緑の回廊ネットワーク」を配置する計画 としていきます。また今後、 計画の具体化を検討 していきます。 実施区域における緑地の配置の考え方を、 方法書 に示します。
➤ 意見概要：建設発生土の取り扱い等 見解内容：建設発生土の再利用の配慮内容については、 方法書 に示します。

13

2 環境影響評価方法書の概要

- (1) 配慮書からの変更点
- (2) 都市計画対象事業の概要
- (3) 配慮市長意見に対する都市計画決定権者の見解
- (4) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定**
- (5) 調査、予測及び評価の手法
- (6) 方法書対象地域

14

2 (4) ア 選定した環境影響評価項目 (1/2)

方法書p. 5-2

環境影響評価項目	細目	工事中			存在・供用時
		切土や盛土の 実施	建設機械の 稼働	工事用車両の 走行	宅盤、道路や 公園等の公共 施設工作物の 存在及び供用
温室効果ガス		－	○	○	○
生物・生態系	生態系	○	○	○	○
	動物	○	○	○	○
	植物	○	－	－	○
緑地		－	－	－	○
水循環	地下水位及び湧水の流量	－	－	－	○

15

2 (4) ア 選定した環境影響評価項目 (2/2)

方法書p. 5-2

環境影響評価項目	細目	工事中			存在・供用時
		切土や盛土の 実施	建設機械の 稼働	工事用車両の 走行	宅盤、道路や 公園等の公共 施設工作物の 存在及び供用
大気質	大気汚染	○	○	○	○
騒音		－	○	○	○
振動		－	○	○	○
地域交通	交通混雑	－	－	○	－
景観		－	－	－	○
触れ合い活動の場		○	○	○	○

16

2 (4) イ 選定しなかった環境影響評価項目・細目

方法書p.5-2

環境影響評価項目		環境影響評価項目	
	細目		細目
水循環	河川等の形態、流量	悪臭	
	海域の流況	低周波音	
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	電波障害	テレビ電波障害
	産業廃棄物	日影	日照阻害
	建設発生土		シャドーフリッカー
水質・底質	公共用水域の水質	風環境	局地的な風向・風速
	地下水の水質	安全	浸水
	公共用水域の底質		火災・爆発
土壌	土壌汚染		有害物漏洩
地盤	地盤沈下	地域交通	交通経路の分断
	土地の安定性		歩行者等の安全
		文化財等	

17

2 環境影響評価方法書の概要

- (1) 配慮書からの変更点
- (2) 都市計画対象事業の概要
- (3) 配慮市長意見に対する都市計画決定権者の見解
- (4) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
- (5) 調査、予測及び評価の手法
- (6) 方法書対象地域

18

2 (5) ア 温室効果ガス

方法書p. 6-1

■ 調査方法

主な調査項目	調査方法	
温室効果ガスに係る 原単位の把握	資料	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」 （環境省・経済産業省）等により、予測式及び原単位を整理
排出削減対策	資料	対象事業と同種又は類似事業を対象 に、温室効果ガスの排出削減対策やその効果等を整理

19

2 (5) ア 温室効果ガス

方法書p. 6-2

■ 予測方法(工事中)

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
<u>建設機械の稼働</u> に伴う エネルギー使用量及び 温室効果ガス排出量並び にそれらの削減の程度	【予測地域・地点】 実施区域 【予測時期】 工事期間全体	建設機械及び工事用車両の種類や台数等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」等に基づき、 温室効果ガスの排出量及び削減量を予測 する。
<u>工事用車両の走行</u> に伴う エネルギー使用量及び 温室効果ガスの排出量並び にそれらの削減の程度	【予測地域・地点】 実施区域及びその周辺 【予測時期】 工事期間全体	

20

2 (5) ア 温室効果ガス

方法書p. 6-2

■ 予測方法(存在・供用時)

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
公共施設工作物の供用に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量並びにそれらの削減の程度	【予測地域・地点】 実施区域 【予測時期】 基盤整備完了直後	エネルギーの使用を伴う公共施設工作物を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）等に基づき、 <u>温室効果ガスの排出量及び削減量を予測</u> する。

21

2 (5) イ 生物・生態系

方法書p. 6-3

■ 調査方法（陸生動物）

主な調査項目	調査方法	
生態系の状況	資料	既存資料の収集及び現地調査の結果を用いて把握
	現地	①陸生動物の状況 a. 哺乳類 ・任意観察法及びフィールドサイン法、トラップ法、無人撮影法、バットディテクター調査法 ・4季（春季、夏季、秋季、冬季） b. 鳥類 ・任意観察法及びラインセンサス法、定点観察法、夜間録音調査法 ・5季（春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季）

22

■ 調査方法（陸生動物）

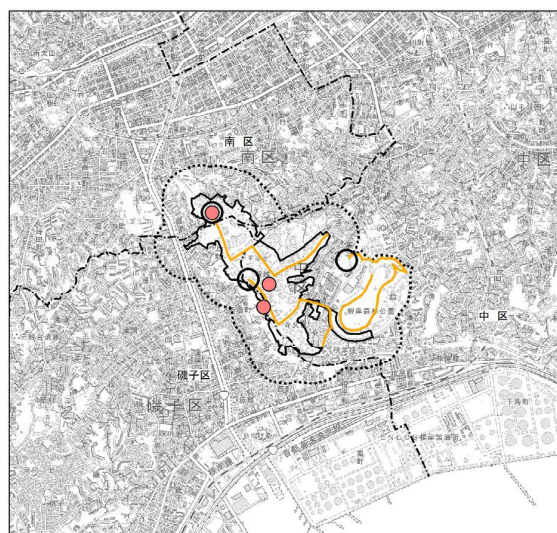
主な調査項目	調査方法	
生態系の状況	現地	①陸生動物の状況 c. 両生類及び爬虫類 ・任意観察法及び任意採集法 ・4季（早春季、春季、夏季、秋季） d. 昆虫類 ・任意観察法及び任意採集法、バイトトラップ法、ライトトラップ法 ・3季（春季、夏季、秋季）

23

■ 調査地域（陸生動物）

凡 例

- 実施区域
- 区界
- 哺乳類・鳥類（夜間録音調査法）・昆虫類調査地点
- 鳥類（定点観察法）調査地点
- 鳥類（ラインセンサス法）調査ルート
- 調査地域（実施区域周辺200m、根岸森林公園及び根岸競馬記念公苑）



24

■ 調査方法（陸生植物）

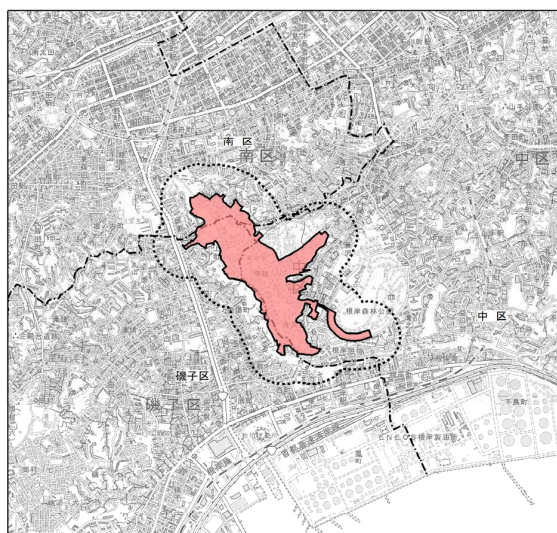
主な調査項目	調査方法
生態系の状況	②陸生植物の状況 a. 植物種 - 植物相調査（任意観察法及び任意採集法） 4季（早春季、春季、夏季、秋季） b. 植物群落 - 植物社会学的植生調査など 1季（夏季～秋季） c. 大径木の状況 - 毎木調査 （地際から1.5mの高さの幹の周囲が90cm以上の個体が対象） 1季（夏季～秋季）

25

■ 調査地域（陸生植物）

凡 例

-  実施区域
 区界
 植物相・植物社会学的植生調査地域
（実施区域周辺200m、根岸森林公園及び根岸競馬記念公苑）
 大径木調査地域



26

2 (5) イ 生物・生態系

方法書p. 6-7

■ 予測方法（工事中）

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
生態系、陸生動物の動物相、陸生植物の植物相の変化の内容及びその程度	【予測地域・地点】 実施区域及びその周辺 【予測時期】 <u>工事期間全体</u>	生態系、陸生動物の動物相、陸生植物の植物相の状況及び生息環境と <u>施工計画を比較</u> することで、 <u>影響の程度を定性的に予測</u> する。

■ 予測方法（存在・供用時）

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
生態系、陸生動物の動物相、陸生植物の植物相の変化の内容及びその程度	【予測地域・地点】 実施区域及びその周辺 【予測時期】 <u>対象事業に係る工事の完了後、動植物の生息環境が安定するまでの期間</u>	生態系、陸生動物の動物相、陸生植物の植物相の状況及び生息環境と <u>事業計画を比較</u> することで、 <u>影響の程度を定性的に予測</u> する。

27

2 (5) ウ 緑地

方法書p. 6-8

■ 調査方法

主な調査項目	調査方法	
緑地の状況 ・緑地の位置づけ及び立地 ・緑地の面積及び形状等 ・特に重要な緑地の特性および状況 ・緑地の機能の状況	資料	○緑地の位置付け及び立地 <u>緑地の位置付け及び立地</u> を把握 ○緑地の面積及び形状等 <u>緑地の面積及び形状等</u> を植生区分別に把握 ○特に重要な緑地の特性および状況 緑地等の抽出とそれぞれの特性及び状況を把握
	資料 現地	○緑地の機能の状況 a) <u>エコロジカルネットワーク</u> の特性及び状況を把握 b) <u>グリーンインフラ</u> としての機能

28

■ 調査地域

凡 例

 実施区域

 区界

 緑地の状況調査地域
(実施区域周辺200m、根岸森林公園及び根岸競馬記念公苑)


29

■ 予測方法（存在・供用時）

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
緑地の位置づけ 及び立地の変化	【予測地域・地点】 実施区域及びその周辺 【予測時期】 <u>原則として対象事業に係る</u> <u>工事の完了後、一定期間を</u> <u>おいた時期</u>	緑地の位置と <u>施設配置図、施工計画と</u> <u>の重ね合わせ</u> 、緑地面積又は緑地面積 割合の変化の算定、環境適合性を把握 し、緑化計画の妥当性を推定するなど により、 <u>影響の程度を定性的に予測</u> する。
緑地の面積及び 形状等の変化		
特に重要な緑地の 特性の変化		
緑地の機能の変化		

30

2 (5) エ 水循環（地下水位及び湧水の流量）

方法書p. 6-11

■ 調査方法

主な調査項目	調査方法	
流域の状況	資料	既存資料の収集整理
地下水、湧水の状況	資料	既存資料の収集整理
	現地	○湧水の流量 ・ 2回（渇水期、豊水期の平水時）
降水量の状況	資料	既存資料の収集整理

31

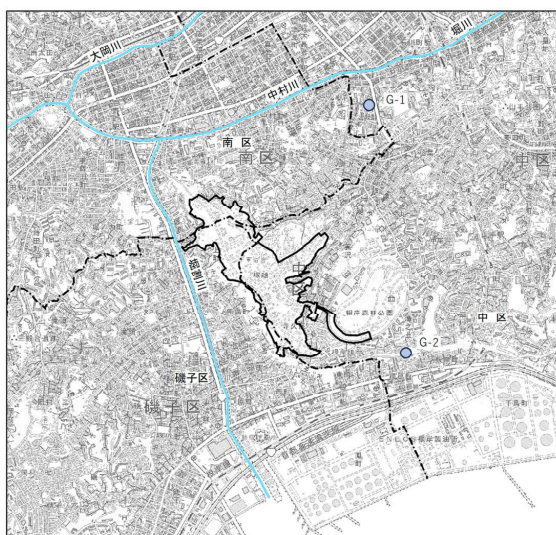
2 (5) エ 水循環（地下水位及び湧水の流量）

方法書p. 6-13

■ 調査地域

凡 例

- 実施区域
- 区界
- 河川
- 湧水 調査地点



32

2 (5) エ 水循環（地下水位及び湧水の流量）

方法書p. 6-12

■ 予測方法（存在・供用時）

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
地下水涵養機能	【予測地域・地点】 実施区域 【予測時期】 <u>基盤整備完了直後</u>	事業計画を踏まえ、土地利用の変化に伴う 雨水涵養能力の変化の程度を求め、 <u>湧水への影響の程度を定性的に予測</u> する。

33

2 (5) オ 大気質

方法書p. 6-14

■ 調査方法（1/2）

主な調査項目	調査方法	
大気質の状況 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・降下ばいじん	資料	実施区域に近い大気汚染常時監視測定局のデータを収集・整理
	現地	○二酸化窒素 「二酸化窒素に係る環境基準について」（環境省）に基づき 公定法により測定 ・4季（春、夏、秋、冬）×7日間 ○浮遊粒子状物質 「大気の汚染に係る環境基準について」（環境省）に基づき β線吸収法等により測定 ・4季（春、夏、秋、冬）×7日間 ○降下ばいじん ダストジャー法により測定 ・4季（春、夏、秋、冬）×1か月間

34

2 (5) オ 大気質

方法書p. 6-14～6-15

■ 調査方法 (2/2)

主な調査項目	調査方法	
気象の状況 ・風向、風速 ・日射量	資料	実施区域に近い大気汚染常時監視測定局のデータを収集・整理
	現地	○気象（風向、風速） 「地上気象観測指針」（気象庁）に準じる方法で測定 ・4季（春、夏、秋、冬）×7日間
地形、工作物の状況	資料	地形図等の既存資料の収集整理
土地利用の状況	資料	土地利用現況図等の既存資料の収集整理
大気汚染物質の主要な発生源の状況	資料	都市計画基本図等の既存資料の収集整理
自動車交通量等の状況	資料	道路交通センサス等の既存資料の収集整理
	現地	自動車断面交通量及び走行速度を測定 ・2回（平日・休日各1回）×24時間

35

2 (5) オ 大気質

方法書p. 6-18

■ 調査地域

凡 例

□ 実施区域

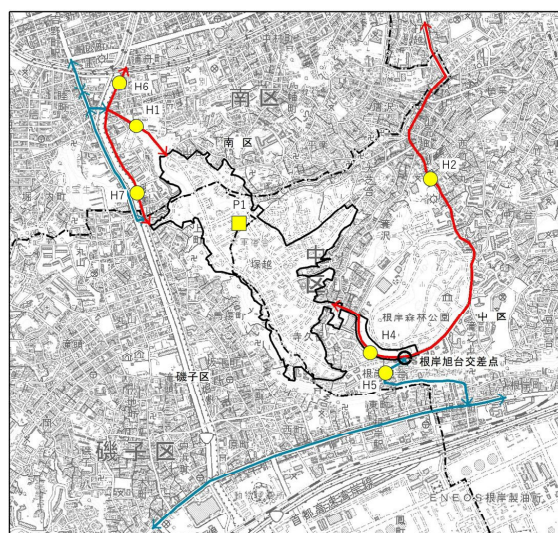
--- 区界

↔ 工事用車両走行ルート(大型車両を含む)

↔ 工事用車両走行ルート(大型車両を除く)

■ 一般大気・地上気象 調査地点

● 沿道大気・断面交通量 調査地点



36

2 (5) オ 大気質

方法書p. 6-16

■ 予測方法（工事中（1/2））

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
降下ばいじん量	【予測地域・地点】 最大着地濃度の出現地点 【予測時期】 <u>造成による影響が最大となる時期</u>	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年3月）に示される方法により <u>降下ばいじん量を予測</u> する。

37

2 (5) オ 大気質

方法書p. 6-16

■ 予測方法（工事中（2/2））

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
大気質 （二酸化窒素、 浮遊粒子状物質） 濃度	【予測地域・地点】 最大着地濃度の出現地点 を含む範囲 【予測時期】 <u>建設機械の稼働による 影響が最大となる時期</u>	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年3月）に示される <u>大気拡散式（ブルーム・パフ式）により年平均値及び日平均値を予測</u> する。
大気質 （二酸化窒素）濃度	【予測地域・地点】 工事用車両の走行ルート 上の6地点 【予測時期】 <u>工事用車両の走行による 影響が最大となる時期</u>	

38

2 (5) オ 大気質

方法書p. 6-16

■ 予測方法（存在・供用時）

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
大気質 (二酸化窒素) 濃度	【予測地域・地点】 事業関係車両の走行ルート上の6地点 【予測時期】 基盤整備完了直後	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年3月）に示される大気拡散式（ブルーム・パフ式）により年平均值及び日平均値を予測する。

39

2 (5) カ 騒音

方法書p. 6-19

■ 調査方法

主な調査項目	調査方法	
騒音の状況 ・環境騒音 ・道路交通騒音	現地	○環境騒音、道路交通騒音 「騒音に係る環境基準について」に定める方法により測定 ・2回（平日・休日各1回）×24時間
地形、工作物の状況	資料	地形図等の既存資料の収集整理
土地利用の状況	資料	土地利用現況図等の既存資料の収集整理
騒音の主要な発生源の状況	資料	都市計画基本図等の既存資料の収集整理
自動車交通量等の状況	資料	道路交通センサス等の既存資料の収集整理
	現地	自動車断面交通量及び走行速度を測定 ・2回（平日・休日各1回）×24時間

40

2 (5) 力 騒音

方法書p. 6-21

■ 調査地域

凡 例

□ 実施区域

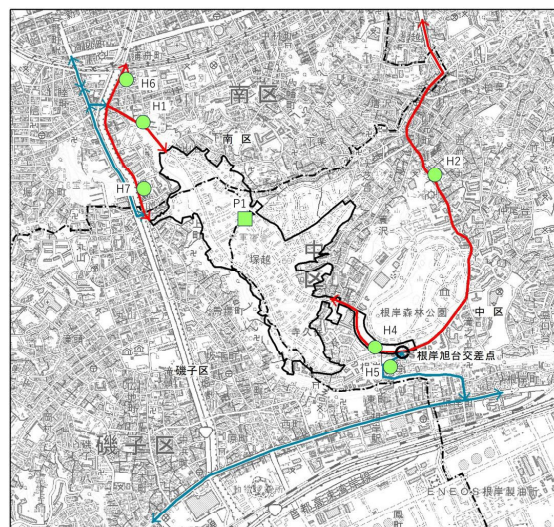
--- 区界

↔ 工事用車両走行ルート(大型車両を含む)

↔ 工事用車両走行ルート(大型車両を除く)

■ 環境騒音・振動 調査地点

● 道路交通騒音・振動・断面交通量・地盤卓越振動数 調査地点



41

2 (5) 力 騒音

方法書p. 6-20

■ 予測方法 (工事中)

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
建設機械の稼働に伴う騒音	【予測地域・地点】 実施区域から100m程度の範囲 【予測時期】 <u>建設機械の稼働による影響が最大となる時期</u>	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されている「 <u>ASJ CN-Model</u> 」により予測する。
道路交通騒音	【予測地域・地点】 工事用車両の走行ルート上の6地点 【予測時期】 <u>工事用車両の走行による影響が最大となる時期</u>	一般社団法人日本音響学会が発表している「道路交通騒音の予測計算モデル(ASJ RTN-Model)」を用い、 <u>現況の騒音レベルに工事用車両の影響を加味することで予測</u> する。

42

2 (5) カ 騒音

方法書p. 6-20

■ 予測方法（存在・供用時）

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
道路交通騒音	【予測地域・地点】 事業関係車両の走行ルート上の6地点 【予測時期】 <u>基盤整備完了直後</u>	想定される将来交通量に対し、一般社団法人日本音響学会が発表している「 道路交通騒音の予測計算モデル(ASJ RTN-Model) 」を用いる方法で予測する。

43

2 (5) キ 振動

方法書p. 6-22

■ 調査方法（1/2）

主な調査項目	調査方法	
振動の状況 ・ 環境振動 ・ 道路交通振動	現地	○環境振動、道路交通振動 「振動レベルの測定法」（JIS Z 8735）に定める方法により測定 ・ <u>2回（平日・休日各1回）×24時間</u>
地形、工作物、地盤の状況	資料	地形図等の既存資料の収集整理
	現地	○地盤卓越振動数 「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に基づく方法 ・ <u>1回</u>
土地利用の状況	資料	土地利用現況図等の既存資料の収集整理

44

2 (5) キ 振動

方法書p. 6-22

■ 調査方法 (2/2)

主な調査項目	調査方法	
振動の主要な発生源の状況	資料	都市計画基本図等の既存資料の収集整理
自動車交通量等の状況	資料	道路交通センサス等の既存資料の収集整理
	現地	自動車断面交通量及び走行速度を測定 ・ 2回(平日・休日各1回) × 24時間

45

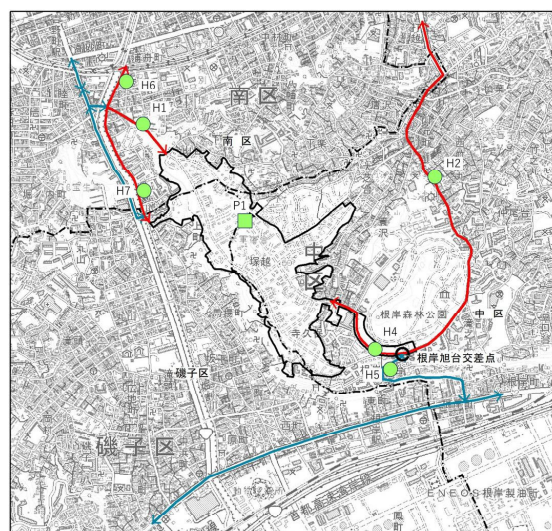
2 (5) キ 振動

方法書p. 6-21

■ 調査地域

凡 例

- 実施区域
- 区界
- ↔ 工事用車両走行ルート(大型車両を含む)
- ↔ 工事用車両走行ルート(大型車両を除く)
- 環境騒音・振動 調査地点
- 道路交通騒音・振動・断面交通量・地盤卓越振動数 調査地点



46

2 (5) キ 振動

方法書p. 6-23

■ 予測方法（工事中）

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
建設機械の稼働に伴う振動	【予測地域・地点】 実施区域から100m程度の範囲 【予測時期】 <u>建設機械の稼働による影響が最大となる時期</u>	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されている <u>振動の伝播理論式により予測</u> する。
道路交通振動	【予測地域・地点】 工事用車両の走行ルート上の6地点 【予測時期】 <u>工事用車両の走行による影響が最大となる時期</u>	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示される L_{10} の予測式を用い、 <u>現況の振動レベルに工事用車両の影響を加味することで予測</u> する。

47

2 (5) キ 振動

方法書p. 6-23

■ 予測方法（存在・供用時）

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
道路交通振動	【予測地域・地点】 事業関係車両の走行ルート上の6地点 【予測時期】 <u>基盤整備完了直後</u>	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示される L_{10} の <u>予測式を用いる方法で予測</u> する。

48

2 (5) ク 地域交通 (交通混雑)

方法書p. 6-24

■ 調査方法

主な調査項目	調査方法	
道路の状況 ・ 主要な交通経路及び交通量 ・ 主要交差点における交通管理	資料	既存資料の収集整理により把握
	現地	○主要な交通経路及び交通量 主要交差点における時間別・車種別・方向別自動車交通量及び渋滞の状況を測定 ・ 1回(平日)×16時間(6時～22時) ○主要交差点における交通管理 主要交差点における信号現示を代表的時間帯で測定 ・ 1回(平日)×朝昼夕夜の代表的時間帯

49

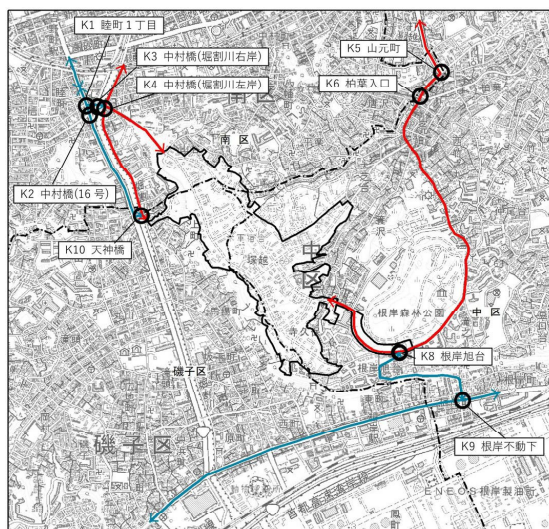
2 (5) ク 地域交通 (交通混雑)

方法書p. 6-25

■ 調査地域

凡 例

- 実施区域
- 区界
- ↔ 工事用車両走行ルート(大型車両を含む)
- ↔ 工事用車両走行ルート(大型車両を除く)
- 主要交差点部の交通量等



50

2 (5) ク 地域交通（交通混雑）

方法書p. 6-24

■ 予測方法（工事中）

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
交差点における 需要率及び交通 容量比	【予測地域・地点】 工事用車両の走行ルート上 の主要交差点9地点 【予測時期】 <u>工事用車両の走行台数が 最大となる時期</u>	交差点需要率の算出等により、 <u>交通混雑の 程度を予測</u> する。

51

2 (5) ケ 景観

方法書p. 6-26

■ 調査方法

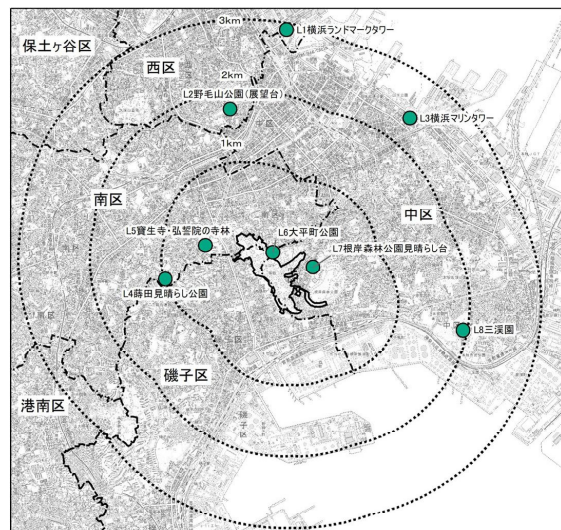
主な調査項目	調査方法	
地域景観の特性	資料 現地	地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により把握する。
主要な眺望地点から の景観等	現地	主要な眺望地点の分布状況や眺望景観を<u>現地踏査及び写真撮影</u> により把握する。また、実施区域に近い調査地点においては、 地点周辺における地物等の状況もあわせて把握する。 ・4季（春、夏、秋、冬）

52

■ 調査地域

凡 例

- 実施区域
 区界
● 景観調査地点



53

■ 予測方法（存在・供用時）

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
基盤整備により 変化する景観の 状況	【予測地域・地点】 変化する景観の状況を適切 に把握し得る地点 【予測時期】 <u>基盤整備完了直後</u>	フォトモンタージュ作成により、<u>眺望の変化の程度を予測</u>する。

54

2 (5) コ 触れ合い活動の場

方法書p. 6-29

■ 調査方法

主な調査項目	調査方法	
触れ合い活動の場の状況 ・触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況等 ・触れ合い活動の場の活動特性 ・触れ合い活動の場までの利用経路	資料	既存資料の収集整理により把握
	現地	現地踏査 ・4季（春、夏、秋、冬）

55

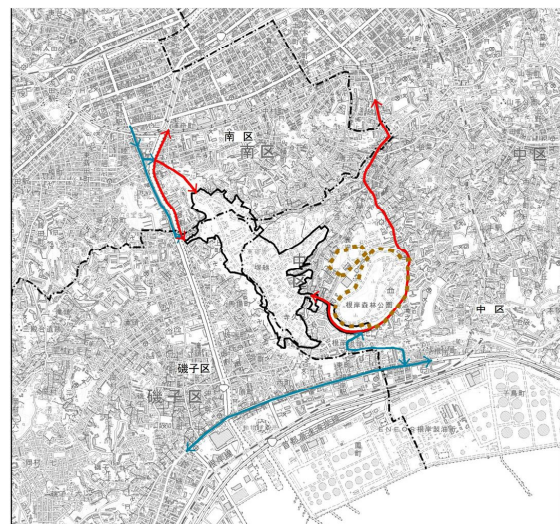
2 (5) コ 触れ合い活動の場

方法書p. 6-31

■ 調査地域

凡 例

- 実施区域
- 区界
- 触れ合い活動の場調査地域
- ↔ 工事用車両走行ルート(大型車両を含む)
- ↔ 工事用車両走行ルート(大型車両を除く)



56

2 (5) コ 触れ合い活動の場

方法書p. 6-30

■ 予測方法（工事中）

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
触れ合い活動の場及び活動特性の変化の程度	【予測地域・地点】 現地調査地点と同一	事業計画と触れ合い活動の場を重ね合わせ、他の環境影響評価項目の予測結果も参考に、 <u>影響の程度を定性的に予測</u> する。
触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度	【予測時期】 <u>工事期間全体</u>	

57

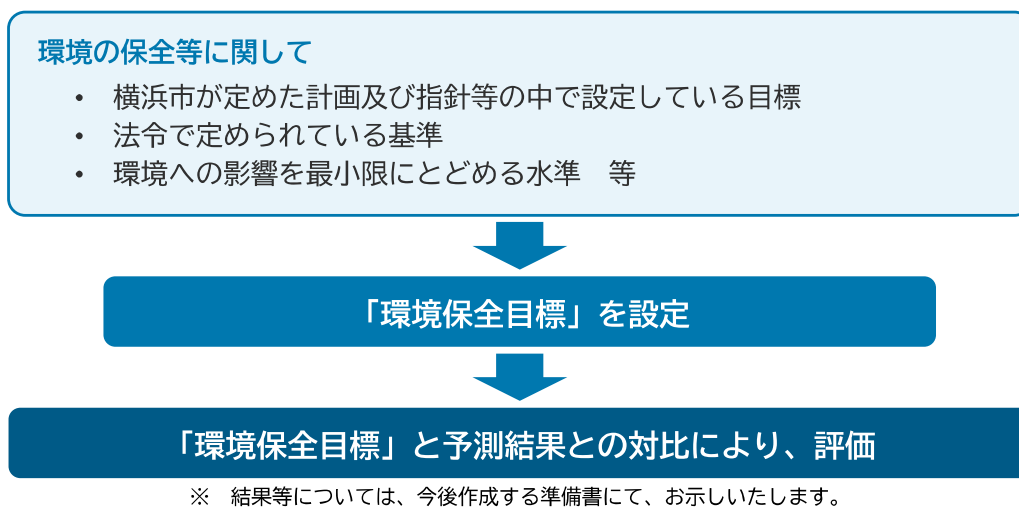
2 (5) コ 触れ合い活動の場

方法書p. 6-30

■ 予測方法（存在・供用時）

予測項目	予測地域・地点・時期	予測方法
触れ合い活動の場及び活動特性の変化の程度	【予測地域・地点】 現地調査地点と同一	事業計画と触れ合い活動の場を重ね合わせ、他の環境影響評価項目の予測結果も参考に、 <u>影響の程度を定性的に予測</u> する。
触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度	【予測時期】 <u>基盤施設の整備完了以降で一定の利用が想定される時期</u>	

58



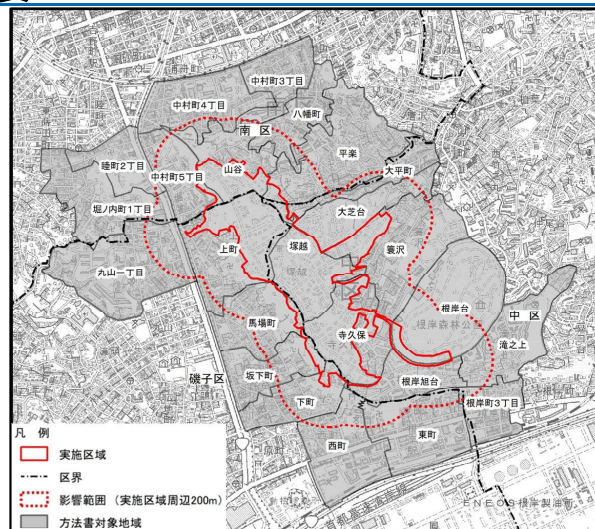
2 環境影響評価方法書の概要

- (1) 配慮書からの変更点
- (2) 都市計画対象事業の概要
- (3) 配慮市長意見に対する都市計画決定権者の見解
- (4) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
- (5) 調査、予測及び評価の手法
- (6) 方法書対象地域

2（6）環境影響評価方法書の概要

方法書p.7-2～7-3

区名	町名
中区	大芝台、大平町、滝之上、塚越、寺久保、根岸旭台、根岸台、根岸町3丁目、簀沢
南区	山谷、平楽、中村町3丁目、中村町4丁目、中村町5丁目、八幡町、堀ノ内町1丁目、睦町2丁目
磯子区	上町、坂下町、下町、西町、馬場町、東町、丸山一丁目



ご清聴ありがとうございました。